

# 児童労働 ブラジリア宣言

われわれ政労使代表は、ブラジルの首都ブラジリアで 2013 年 10 月 8—10 日に開催された第 3 回児童労働世界会議に出席し、NGO、市民社会、地域・国際機関と共に、2010 年ハーグでの世界会議以降の進展状況を確認し、残る障害を明らかにし、2016 年までに最悪の形態の児童労働を撤廃し、すべての形態の児童労働を根絶するための行動を強化する取組みについて合意した。

児童労働とは、就労最低年齢未満の子どもが、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言（1998 年）や ILO の第 138 号・第 182 号条約を指針として、国内法が定める仕事に就き働くことを想起し、

児童労働が子どもの権利の実現を阻み、その根絶が開発と人権にとって重要な課題であることから、児童労働の根絶という目標にすべての国が結束して取り組むことを確信し、

世界的な経済・金融危機にもかかわらず、あらゆるレベルの政府、労使団体、地域・国際機関、NGO、市民社会が児童労働を根絶するために行ってきた努力と進展を認めると同時に、その取組みを、特に 2016 年までに最悪の形態の児童労働をなくすために、すべてのレベルにおいて加速させる必要性を認識し、

自然災害の影響、紛争、紛争後の状況など、児童労働問題に取り組む国々が直面する課題が多面的かつ複雑であることに留意し、

2016 年までに最悪の形態の児童労働を撤廃し、児童労働全般を根絶することは、各国間の協力を強化し、また、政労使、NGO、市民社会、地域・国際機関の間の調整を強化することにより、最善の形で実現されることを認識し、

いかなる形態であれ、差別を受けている子どもたちに対しては、児童労働の防止と撤廃に向けた取組みの中でとりわけ注意が払われるべきであることに留意し、

効果的な児童労働の廃止を含む労働における基本的原則と権利の尊重・促進・実現が、ILO のディーセント・ワークの実現に向けた取組みの柱の一つであることを考慮し、

ILO の「就業が認められるための最低年齢に関する条約」（第 138 号）及び「最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約」（第 182 号）を批准する国が増加していることを歓迎すると同時に、これらの条約及び国連児童の権利条約とその選択議定書を世界中が批准し、それを効果的に実行するよう促すことの重要性を強調し、「家事労働者のディーセント・ワークに関する条約」（第 189 号）や「農業における労働監督に関する条約」（第 129 号）、「農業における安全及び健康に関する条約」（第 184 号）など関連する条約の批准を考慮するよう各国に求め、

「国連ビジネスと人権に関する指導原則」や、「ILO多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言」など、ビジネスと人権に関する国際的な原則や指針の関連性を認識し、

児童労働を根絶するために、ILOとりわけIPEC(児童労働撤廃国際計画)が、政労使に対して技術支援や協力を提供すべく継続的に努力してきたことを認識し、

ILOの報告書「児童労働への取組みにおける進展」を歓迎し、

1. われわれは、各国及び国際的な取組みをただちに強化することにより、2016年までに最悪の形態の児童労働を撤廃する決意を改めて確認し、また、すべての児童労働の根絶という全体的な目標を強調する。われわれは、2010年ハーグ世界児童労働会議で採択された2016年までに最悪の形態の児童労働撤廃を達成するためのロードマップを完全に実施するという公約を改めて表明する。
2. この会議のフォローアップとして、インフォーマル経済の正規化に焦点をあてて年齢や性別に応じた児童労働への国内的・国際的な取組みを強化すること、監督や評価などの国内の取組みを適宜強化すること、また、最もニーズのあるところに引き続き焦点を当てることの必要性を認識する。この分野における技術支援と国際協力の重要性を強調する。
3. 児童労働、特にその最悪の形態を防止・撤廃し、子どもたちを救出する措置の実行においては、労使団体、NGO、市民社会と協力しながら、各国政府が主導するとともに、主要な責任を担うことを認識する。
4. また、家族が児童労働によって得られる収入に頼らなくてもすむよう、大人にディーセント・ワークと完全かつ生産的な雇用を促進する取組みが不可欠であることを認識する。さらに、すべての子どもたちが、質の高い義務教育を無償で受けられるようアクセスを拡張・改善し、また、とりわけILOの「社会保障の最低基準に関する条約」(第102号)、「社会的な保護の土台に関する勧告」(第202号)と連携させて、社会的保護を段階的にすべての人に実現する取組みが必要である。
5. われわれは、農村部を含むすべての子どもたちが、児童労働に従事することなく義務教育を修了し訓練を受けることができるよう、能力開発とエンパワメントのために、労働、教育、農業、保健、職業訓練、社会的保護の分野における公的サービスや政策を、整合性を持ち統合的かつ効果的に活用することを提唱する。
6. 教育・保健関係者、ソーシャル・ワーカーがディーセントな労働条件の下で働くことができ、初期・継続的な研修を受け、社会対話を通して関連する政策が労働者団体と共に策定されるよう強調する。

7. これらの公共サービスや政策の強化が、継続的に児童労働根絶に取り組み、とりわけ2016年までに最悪の形態を撤廃し、また、持続可能な開発の鍵であることを認識する。
8. 子どもたち、特に何らかの差別を受け最悪の形態の児童労働をさせられている子どもたちを中心に、その幸せと尊厳を守り、権利を充足する方法として、各国政府が、児童労働による影響を受けた子どもたちに司法へのアクセスを確保し、教育の権利を保障し、その社会復帰を支援するプログラムを提供するよう要請する。
9. 各国に対して、児童労働を防止・撤廃するため法的・制度的枠組みを、適切に確立し、改善するよう促す。また、国の法執行機関に対しては、児童労働を使用する側に、適切な制裁を科すことも含め、その説明責任を果たさせるよう前進することを促す。
10. 児童労働を根絶する上で、労働行政とりわけ労働監督が果たす重要性を認識し、必要に応じて労働監督制度の策定、強化を求めていく。
11. 児童労働に関する法律・規制の執行に責任を有する労働監督を含む関係機関は、刑事的制裁あるいは児童労働、特に最悪の形態に適用されるその他の制裁を課す場合に、適宜、相互に協力するよう促す。
12. 児童労働との闘いにおいて、フォーマル・インフォーマル経済の双方に働きかけ、サプライチェーンも含む多様な関係者の効果的な行動を促進する。
13. フォーマル・インフォーマル経済における児童労働について、各国の状況を明らかにし、児童労働を根絶するための公的政策をより良く設計・実施できるよう、職業、産業、性別、年齢、国籍、収入別のデータを含む質の高い国の統計の収集と情報の普及を強化することを目指す。
14. 児童労働の防止・撤廃に資する環境を作るために、社会のあらゆる部門の参加を引き続き促進する。この点で、関係省庁、国の機関、議会、司法機関、労使団体及び地域・国際機関、市民社会が重要な役割を果たす。児童労働の根絶に関する官民の対話と協調行動を促進する。
15. 南南協力や三角協力などの国際協力を強化することにより、国際労働基準や人権の尊重、促進、実現を互いに援助するための適切な措置をとることを決意する。

16. 特に後発発展途上国間の紛争国または紛争後の国々において、リハビリテーションや再統合プログラムなどを通して 児童労働と闘うために支援を適宜提供し、能力構築を進めることの必要性を強調する。
17. 労働における基本的な原則及び権利の侵害が正当な比較優位として引き合いに出されたり利用されてはならないこと、また、労働基準が保護貿易の目的で利用されてはならないことに留意する。
18. 児童労働の持続的な根絶のために意識を啓発する活動、とりわけ最悪の形態の児童労働に従事することにより、子どもたちの尊厳、幸せ、健康、未来に生じた損失に関するキャンペーンなどのパートナーとして、国内・海外のメディア、ソーシャルネットワーク、学者、研究機関に関わってもらうよう積極的に推進する。
19. 暴力や虐待など、児童労働の容認に大きな役割を果たす態度や慣行に取り組むことにより、社会に変化を促す努力を推進することを決意をする。
20. 国際労働基準や人権に基づく連携、協力、提唱、行動を通して、児童労働に反対する世界的な動きが持続的に展開するよう支援する。
21. 最悪の形態の児童労働撤廃において、各国の進展状況を確認するため、2014 年、2015 年、2016 年に開かれる運営委員会の中で、IPEC(児童労働撤廃国際計画)が会合を開くよう要請する。
22. 児童労働に反対する闘いとディーセント・ワークを実現するための取組みは、国連の 2015 年以降の開発課題として考慮されるべきであることを強調する。
23. 今回の児童労働世界会議の主催国であるブラジル政府に感謝の意を表し、この宣言がさらに考慮されフォローされるよう、この宣言をILO理事会に提出するというブラジル政府の意向を歓迎する。
24. 2017 年に開催予定の児童労働の持続的な維持に関する世界会議を、アルゼンチン政府が主催するとの親切的な申し出を受け入れる。

(ILO 駐日事務所仮訳)